

指定障害児通所支援事業所 管理者様  
指定障害児相談支援事業所 管理者様

枚方市長 伏見 隆

## 令和6年度報酬改定に伴う各種加算等の届出等について(児童福祉法)

日頃から本市の障害福祉施策等の推進に御協力いただき、御礼申し上げます。  
標記について、令和6年度障害福祉サービス等の報酬改定の実施等に伴い、令和6年(2024年)4月以降の各種加算等の算定に当たっては、届出等の手続きが必要になります。  
つきましては、下記を参照のうえ必要書類を作成いただき、所定の期日までにご提出ください。

### 記

#### 1 対象事業所等(※令和6年4月1日新規指定事業所を含む)

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業所、指定障害児相談支援事業所

#### 2 提出書類

- ① 令和6年度報酬改定等に伴う加算届連絡票兼補正書
- ② 「障害児通所給付費等算定に係る体制等に関する届出書」の提出に関する誓約書
- ③ 障害児通所給付費算定に係る届出書兼体制等状況一覧表【令和6年4月版】  
※③の様式は、以前まで別々に定めていた「障害児通所給付費等算定に係る体制等に関する届出書(児給届)」と「障害児通所支援給付費の算定に係る体制等状況一覧表」を、ひとつにまとめたものです。
- ④ 必要分の切手を貼付した返信用封筒(控えの返送を希望する場合のみ)

※①～③の様式については、枚方市ホームページからダウンロードしてください。(2ページ目を参照)

#### ★ 届出内容及び記載上の注意点等

- 上記の提出書類は、事業所ごと(同一の事業所番号ごと)に作成し、提出してください。
- 上記③の『体制等状況一覧表』のうち、黄色の塗りつぶし箇所は新設又は算定要件に変更のある項目ですので、算定しないの場合も含め、必ず該当の有無等を記載してください。(適用年月日は当課で「令和6年4月1日」と記入しています。)また、その他の項目については、変更があった場合のみ記載してください。(変更のない項目は記載しないでください。)

#### 3 提出期限

可能な限り、令和6年(2024年)4月19日(金)までの提出にご協力ください

※4月中に提出がない場合、4月からの算定はできませんのでご注意ください。

(2ページ目に続く)

#### 4 提出方法等

郵送にてご提出ください。（窓口持参の場合は受け取りのみの対応となります。）

〒573-8666（住所の記載は不要です）

枚方市 健康福祉部 福祉指導監査課 障害福祉事業者係 宛

※同一法人が複数事業所を運営している場合は、1つの封筒でまとめて郵送いただいても構いませんが、郵送料（切手代）を間違いはないようご注意ください。

※控えの返送を希望する場合の切手代についても、間違いがないようご注意ください。

1 ページ目の①～③の様式については、枚方市ホームページからダウンロードしてください。

＊枚方市ホームページの「ページ番号検索」を選択し、「49789」で検索してください。

<http://www.city.hirakata.osaka.jp/0000049789.html>

サイト内検索

ページ番号検索

① ページ番号検索を選択

49789

表示

② 「49789」と半角で入力

③ 「表示」をクリック

➡様式は「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う各種加算等の届出について」のページ内に掲載しています。

※ 報酬改定の内容については「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について（ページ番号：49585）」に掲載していますので、改定内容等について理解されたうえで、適切な対応をお願いします。

#### 5 その他（留意事項）

- ・報酬算定等の根拠資料については、後日提出を求めることがありますので、適切に保管してください。（少なくとも5年以上保管してください。）
- ・改定内容に関する問い合わせは、内容を記録し発出された通知等を確認した上で回答しますので、メール又はFAXでのご質問にご協力ください。
- ・令和6年度「福祉・介護職員等処遇改善加算等」の計画書等の届出等については、別通知にてご案内しているとおり、別に令和6年（2024年）4月15日（月）が提出期日となっていますのでご注意ください。

<本件問い合わせ先>

枚方市 健康福祉部 福祉指導監査課 障害福祉事業者係

電話 072-841-1467（直通）

FAX 072-841-1322

Mail fshidou@city.hirakata.osaka.jp